

岡山市市街地再開発事業等促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 地域住民の自主的な街づくりの推進を支援、誘導するため、本市内の市街地再開発事業を推進する団体及び優良建築物等整備事業を推進する団体に対し、予算の範囲内で岡山市市街地再開発事業等促進助成金(以下「助成金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要項に定めるもののほか岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市街地再開発事業 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号に規定する事業をいう。
- (2) 優良建築物等整備事業 社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号)附属第Ⅱ編第1章イ-16-(2)に規定する優良建築物等整備事業をいう。
- (3) 市街地再開発準備組合 市街地再開発事業の実施のため市街地再開発組合の設立を目的とする再開発推進団体をいう。
- (4) 優良再開発協議会 優良建築物等整備事業の実施を目的として組織された優良再開発推進団体をいう。
- (5) 研究会 市街地再開発準備組合又は優良再開発協議会への改組前の団体を言う。
- (6) 権利者 施行予定区域内の土地について、所有権又は借地権のいずれかを有する者をいう。

(助成対象団体)

第3条 助成金の交付を受けることができる団体は、次に定めるもので、かつ、6月(研究会から市街地再開発組合又は優良再開発協議会に改組したものについては、それらの期間を通算する。)以上継続して活動しているものとする。

- (1) 権利者の3分の2以上で組織された市街地再開発準備組合であって、定款又は定款に準ずるものを定めているもの
- (2) 権利者全員で組織された優良再開発協議会であって、定款又は定款に準ずるものを定めているもの
- (3) 権利者の3分の2以上で組織された研究会

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象団体としない。

- (1) 団体の代表者が個人にあつては、市税を完納していない者
- (2) 団体の代表者が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。)にあつては、法人又は法人の代表者が市税を完納していない

者

- (3) 前2号に規定する要件は、申請者の同意を得た上で市長が市税の納付状況を調査し、確認するものとする。ただし、申請者が市税の滞納がないことを示す完納証明書（交付申請日前15日以内に交付されたものに限る。）を提出した場合は、この限りでない。
- (4) 団体及び団体の役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）に該当する者

（助成対象事業）

第4条 助成の対象となる事業は、次に定める事業とする。

- (1) 自主調査・研究事業
- (2) 委託調査・研究事業（概略事業計画作成）
- (3) 委託調査・研究事業（概略事業計画作成）の見直し

（助成金の交付額）

第5条 助成金の交付額は、別表に定める助成金交付対象事業費に助成率を乗じて得た額とする。ただし、同表の事業別交付限度額を上限とする。

- 2 1団体に対して、1年につき交付できる助成金の交付額は、300万円を限度とする。
- 3 前2項によって得られた額に、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（助成対象期間）

第6条 助成対象期間は、年度を単位とし、最初に助成金を交付した日の属する年度から引き続く5年を限度とする。ただし、対象事業別の助成対象期間は、別表に定める期間とする。

2 助成金の交付を受けた研究会から、市街地再開発準備組合又は優良再開発協議会に改組した場合の助成対象期間の計算は、それらの期間を通算する。

（その他）

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。